

建築基準法第51条ただし書許可について

【仙台市決定】

建築基準法第51条ただし書による一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設の位置

名 称	用途地域	位 置	敷地面積
一般廃棄物及び 産業廃棄物の 中間処理施設	工業専用地域	仙台市宮城野区 扇町六丁目 2-2, 2-5, 2-13, 2-14	6,917.11 m ²

(内容説明)

本事業者は、現在、本計画地において市内から排出された木くずの破砕など、リサイクルするための中間処理を行っています。

今回の計画は、処理設備の入れ替えを行い、現在受入れを行っている木くずに加えて新たに廃プラスチック類の受入れを行うものです。

本事業における処理施設は、「建築基準法施行令第130条の2の2第一号、第二号イ」の規定に該当し、建築基準法第51条ただし書の許可を受ける必要があることから、仙台市都市計画審議会に付議するものです。

<処理能力に関する規定>

・一般廃棄物

一日当たりの処理能力が5トン以上であるもの

・産業廃棄物

廃プラスチック類の破砕施設で、一日当たりの処理能力が6トンを超えるもの
木くずの破砕施設で、一日当たりの処理能力が100トンを超えるもの

(理由)

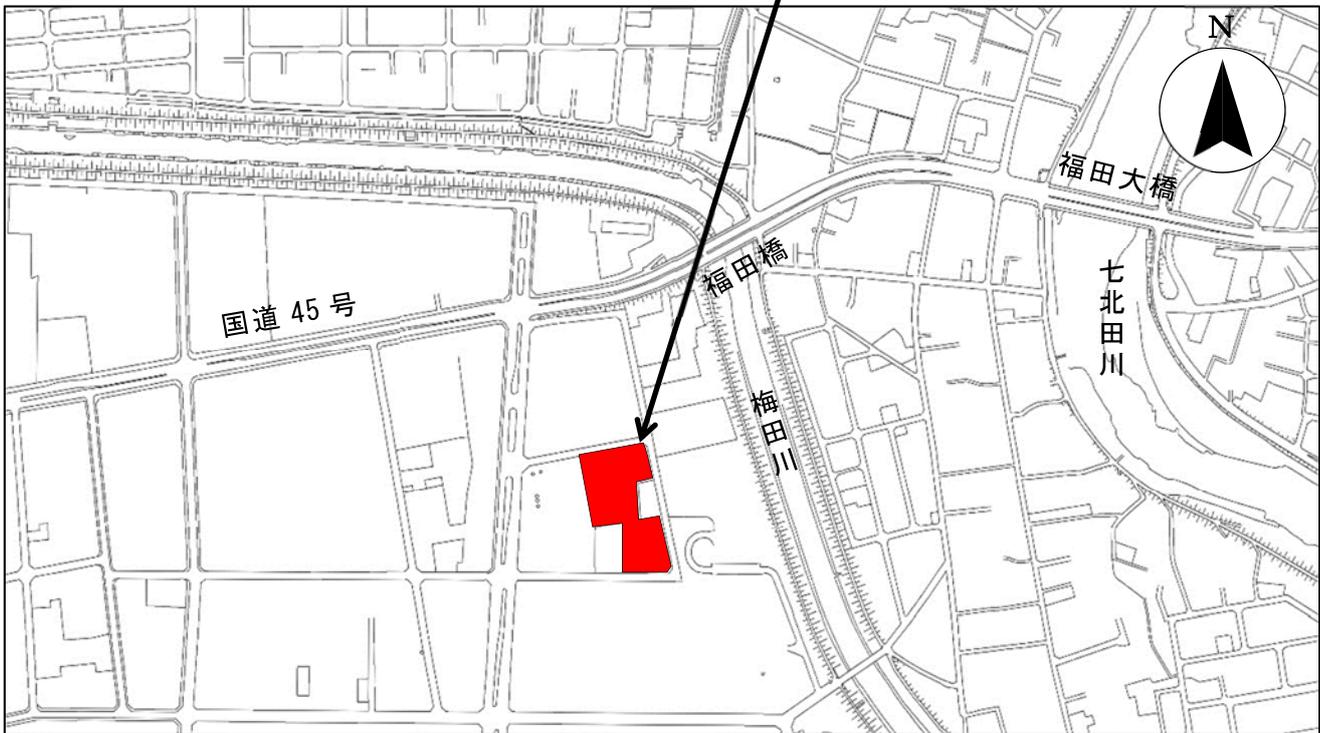
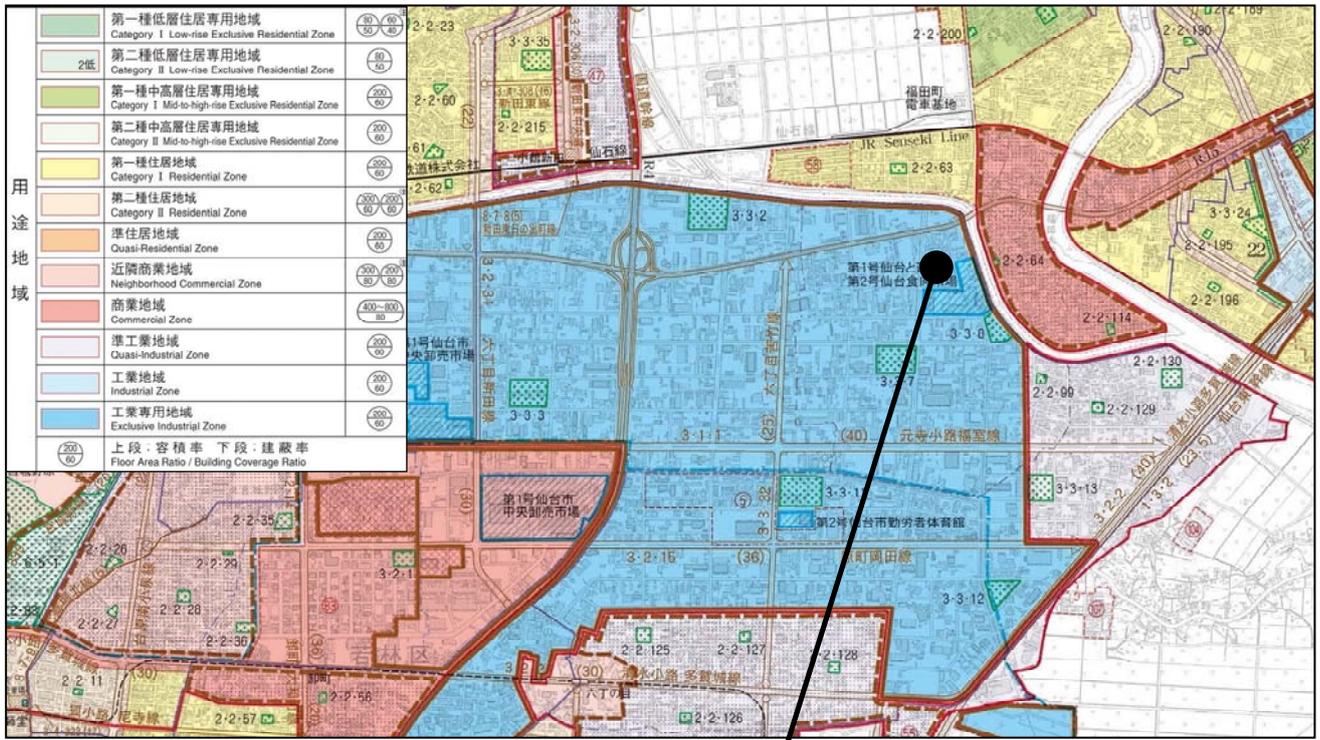
本計画地は、JR仙台駅から東方約6kmに位置しており、用途地域は工業専用地域に指定されております。

周辺には、工場、倉庫等が立地しており、今後とも住宅の土地利用は見込まれません。

また、廃プラスチック類及び木くずの破砕に伴う騒音・振動等について、工業専用地域内における本市の規制等はありませんが、近隣へ配慮した設備の仕様としており、周辺環境に支障等が発生しないほか、施設への廃棄物搬出入等に伴う通行車両台数について、周辺交通への影響が少ないことを確認しています。

以上のことから、本施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと考えられます。

建築基準法第51条ただし書の許可について



本計画地
 縮尺 0 50 100
 メートル